

京都教育大学障がい学生支援推進室規程

令和 2年 3月18日 制定
令和 4年 3月28日 最終改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、京都教育大学に在籍する障がい学生に対する合理的配慮の提供方針及び実施計画を策定するとともに、その責任体制を明確化することを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を遂行するため、京都教育大学障がい学生の支援に関する要項第4条第2項の規定に基づき、京都教育大学障がい学生支援推進室（以下「支援推進室」という。）を設置する。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい学生 教育学部、大学院及び専攻科に在籍する学生のうち、障害者基本法第2条第1号に該当すると思慮される者をいう。
- 二 関係委員会等 正課及び正課外の教育、学生生活及び就職の支援等を実施する本学の教授会委員会、法人委員会をいう。
- 三 専攻主任等 教育学部においては専攻主任、大学院連合教職実践研究科においてはコース主任又はプログラム主任、特別支援教育特別専攻科においては発達障害学科学科主任をいう。

第2章 障がい学生支援推進室

(組 織)

第4条 支援推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事 2名
- 二 事務局長・副学長（労務・財務担当）
- 三 副学長（学生生活・国際交流担当）
- 四 副学長（連合教職実践研究科担当）
- 五 総合教育臨床センター長及び同センター所属教員
- 六 保健管理センター所長及び同センター所属教員
- 七 会計課，施設課，教務課，学生課の各課長
- 八 その他学長が指名する者

(開 催)

第5条 支援推進室会議は、毎学期（学期初めは定例）1回以上開催するものとする。

(所掌事項)

第6条 支援推進室は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 障がい学生の在籍状況及び支援希望内容の把握
- 二 在籍する障がい学生への支援区分の判定
- 三 支援区分に応じた合理的配慮の提供方針及び実施計画の決定

四 障がい学生の修学に必要な施設・設備の整備計画（中・長期的なものを含む）の立案

五 その他障がい学生の支援に関し、必要とする事項
（室長）

第7条 支援推進室に室長を置き、理事（教務・学生指導担当）をもって充てる。

2 室長は、支援推進室会議を招集し議長となる。

3 室長に事故がある場合は、あらかじめ室長の指名した者がその職務を代行する。
（専門室員）

第8条 支援推進室に専門的見地から合理的配慮について検討する専門室員を置き、第4条第五号及び第六号に規定するセンター所属教員をもって充てる。

2 専門室員は、障がい学生の指導教員、及び障がい学生に支援を行う関係教職員に対し必要な助言を行うとともに、障がい学生に対し専門的見地から支援を行うものとする。

（議事）

第9条 支援推進室会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、室長の決すところによる。

（関係教職員等の出席）

第10条 室長が必要と認めた場合は、関係教職員等を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第3章 合理的配慮の提供方針及び実施計画

（合理的配慮の提供方針等の策定）

第11条 支援推進室は、入学時に調査する「健康状況」に記載された「配慮を要する事項」、教育実習の登録票に記載された（配慮すべき）「特記事項」、その他障がい学生からの配慮の申し出等に基づき、合理的配慮の提供方針を策定するにあたって、支援区分の判定を行う。

2 支援推進室は、支援区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの者について、合理的配慮の提供方針を策定し、支援担当部署又は支援担当者（以下「支援担当部署等」という。）を決定する。

3 前二項に規定する判定及び決定は、次の表の定めるところによる。

区分	要支援の状況	支援担当部署等
支援区分Ⅰ	一部の授業や学生生活等において配慮を要するが、自ら申し出て、配慮を受けることができる。	指導教員、授業等の担当教員
支援区分Ⅱ	すべての授業や学生生活等において配慮を要し、大学として、関係者に支援を依頼する必要がある。	指導教員、授業等の担当教員 関係委員会等 関係事務部署
支援区分Ⅲ	日常的に支援者からの支援を必要としており、大学として、具体的な支援を実施する必要がある。	障がい学生サポートチーム

（合理的配慮の提供方針の連絡及び実施計画の策定）

第12条 支援推進室は、支援区分Ⅰの者について、合理的配慮の提供方針を支援担当部署等に連絡する。

- 2 支援推進室は、支援区分Ⅱの者について、合理的配慮の実施計画を策定し、合理的配慮の提供方針及び実施計画を支援担当部署等に連絡する。
- 3 支援推進室は、支援区分Ⅲの者について、障がい学生サポートチームを設置する。

第4章 障がい学生サポートチーム

(組織)

第13条 障がい学生サポートチームは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事（教務・学生指導担当）
- 二 副学長（学生生活・国際交流担当）
- 三 副学長（連合教職実践研究科担当）（当該障がい学生が同研究科学生の場合）
- 四 障がい学生が所属する専攻・専修・コースの専攻主任等
- 五 障がい学生の指導教員 又は 担任教員
- 六 総合教育臨床センター所属教員 又は 保健管理センター所属教員
- 七 会計課，施設課，教務課，学生課の各課長
- 八 その他理事（教務・学生指導担当）が指名する者
（障がい学生サポートチーム責任者）

第14条 障がい学生サポートチームに責任者を置き、理事（教務・学生指導担当）をもって充てる。

（個別の支援計画の策定）

第15条 障がい学生サポートチームは、個別の支援計画を策定し、支援担当部署等を決定する。

（個別の支援計画の実施）

第16条 障がい学生サポートチームは、個別の支援計画を支援担当部署等とともに実施する。

第5章 雑 則

(雑 則)

第17条 支援推進室及び障がい学生サポートチームの事務は、学生課及び関係課等において 処理する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 障がい学生が大学院教育学研究科学生の場合は、第3条第三号の規定については、なお従前の例によることとする。